

別添

栃労基発 0610 第 2 号  
令和 3 年 6 月 10 日

別記の関係団体の長 殿

栃木労働局労働基準部長



フィットテスト実施者に対する教育の実施について（協力要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」へのばく露による労働者の健康障害防止のため、改正特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」）に基づき、新たに呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認（以下「フィットテスト」）が定められたところです。

フィットテストの実施に当たっては、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者（以下「フィットテスト実施者」）が実施することが求められ、当該人材の養成を促進する必要があります。

このため、今般、フィットテスト実施者に対する教育実施要領を別添のとおり定めましたので、その周知、普及に御協力頂くとともに、本要領に基づく教育を自ら行うことが困難な事業者に対し、当該事業者の委託を受けて教育を行う等の支援に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、フィットテストを自ら行うことが困難な事業者に対し、当該事業者の委託を受けてフィットテストを実施する等の支援につきましても、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、フィットテストの実施につきましては、令和 5 年 4 月 1 日施行となります。

また、フィットテストの方法を定めた日本産業規格 T 8150 については、別紙公示のとおり改正されていることを申し添えます。



別紙

日本産業規格

令和3年5月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和3年5月25日

厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 梶山 弘志

記

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法 T8150

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

